

## 【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年11月13日
【報告者の名称】	株式会社島忠
【報告者の所在地】	埼玉県さいたま市中央区上落合8丁目3番32号
【最寄りの連絡場所】	埼玉県さいたま市中央区上落合8丁目3番32号
【電話番号】	048(851)7711(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画本部長 折本 和也
【縦覧に供する場所】	株式会社島忠 (埼玉県さいたま市中央区上落合8丁目3番32号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「当社」とは、株式会社島忠をいいます。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは、DCMホールディングス株式会社をいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載が無い限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

## 1【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2020年10月5日付で提出いたしました意見表明報告書（2020年10月7日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書による訂正を含みます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する同法第27条の8第2項に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 3．当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

(3) 算定に関する事項

特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社における独立した特別委員会の設置

当社における取締役全員の承認

## 3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

### 3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

#### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

##### (変更前)

当社は、2020年10月2日開催の当社取締役会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における取締役全員の承認」に記載の方法により決議されております。

##### (変更後)

当社は、2020年10月2日開催の当社取締役会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

その後、当社は、2020年11月13日開催の当社取締役会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社の本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨、及び、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を撤回し、本公開買付けに賛同するか否か及び本公開買付けへの応募を推奨するか否かについて意見を留保することを決議いたしました。

なお、上記各取締役会決議は、下記「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における取締役全員の承認」に記載の方法により決議されております。

#### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

##### (変更前)

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

< 中略 >

また、公開買付者は、2020年8月下旬、上記「本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社においては、所有割合にして25%程度の当社株式を国内外のパッシブ・インデックス運用ファンドが保有している可能性があるとの試算結果を踏まえ、当社を完全子会社化することを目的とした公開買付けであるものの本公開買付けにおける買付予定数の下限を19,477,700株（所有割合50.00%）に設定することも選択肢として検討している旨を当社に報告し、2020年9月中旬に正式に買付予定数の下限を19,477,700株（所有割合50.00%）に設定することを提案しました。かかる提案の後、当社は、下記「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「( ) 検討・交渉の経緯」に記載のとおり、本公開買付けの買付予定数の下限の合理性について検討し、かかる検討に基づき、本公開買付けにおける買付予定数の下限を19,477,700株（所有割合50.00%）と設定することを了承しました。なお、当社においては、本臨時株主総会で株式併合の議案が否決され、当社株式が引き続き東京証券取引所市場第一部での上場が維持されることとなった場合に、公開買付者による当社株式の追加取得が行われることについて、現時点で決定された事項はありません。

< 中略 >

当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

< 中略 >

当該取締役会における決議の方法については、下記「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における取締役全員の承認」をご参照ください。

(変更後)

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

<中略>

また、公開買付者は、2020年8月下旬、上記「本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社においては、所有割合にして25%程度の当社株式を国内外のパッシブ・インデックス運用ファンドが保有している可能性があるとの試算結果を踏まえ、当社を完全子会社化することを目的とした公開買付けであるものの本公開買付けにおける買付予定数の下限を19,477,700株（所有割合50.00%）に設定することも選択肢として検討している旨を当社に報告し、2020年9月中旬に正式に買付予定数の下限を19,477,700株（所有割合50.00%）に設定することを提案しました。かかる提案の後、当社は、下記「当社の本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由」の「( ) 検討・交渉の経緯」に記載のとおり、本公開買付けの買付予定数の下限の合理性について検討し、かかる検討に基づき、本公開買付けにおける買付予定数の下限を19,477,700株（所有割合50.00%）と設定することを了承しました。なお、当社においては、本臨時株主総会で株式併合の議案が否決され、当社株式が引き続き東京証券取引所市場第一部での上場が維持されることとなった場合に、公開買付者による当社株式の追加取得が行われることについて、現時点で決定された事項はありません。

<中略>

当社の本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由

<中略>

当該取締役会における決議の方法については、下記「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における取締役全員の承認」をご参照ください。

( ) 本取引(ニトリ)に伴う意見の変更

その後、当社は、2020年10月29日、株式会社ニトリホールディングス（以下「ニトリ」といいます。）において、ニトリによる当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け(ニトリ)」といいます。）の実施予定に係る公表がなされ、当社において、本公開買付け(ニトリ)に係る提案書を受領したことから、改めて、本取引に係る当社取締役会の意見を変更する必要があるか否かについて当社の企業価値及び株主共同の利益の観点から慎重に検討を行いました。

当社及び特別委員会は、ニトリとの間で、2020年11月1日、同月4日及び同月9日にニトリとの面談を実施し、ニトリが本公開買付け(ニトリ)及びその後の一連の手続きを経て当社を完全子会社とすることを目的とした取引（以下「本取引(ニトリ)」といいます。）に関する協議及び交渉を行い、また、本公開買付け(ニトリ)における買付価格その他の取引条件、本取引(ニトリ)によるシナジー、本公開買付け後のニトリとの業務提携その他の経営方針等に関する検討を重ねました（かかる協議及び交渉並びに検討の経緯については、2020年11月13日付で公表いたしました「株式会社ニトリホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び同社との間の経営統合契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。）。

他方で、当社及び特別委員会は、本公開買付け価格が本公開買付け(ニトリ)における買付価格である1株当たり5,500円を大きく下回ることから、2020年11月9日、公開買付者に対し、本公開買付け価格について、本公開買付け(ニトリ)における買付価格である1株当たり5,500円以上の価格に変更する予定があるか否か、また変更する場合には変更後の具体的な金額について確認を行ったものの、2020年11月12日時点において、公開買付者よりかかる変更の予定や具体的な金額は示されておりません。

そして、当社は、2020年11月13日、特別委員会から、本答申書に係る答申内容を変更し、当社取締役会は、本公開買付けに賛同するか否か及び株主の皆様が本公開買付けへの応募を推奨するか否かについての意見をいずれも留保に変更すべきであると思料する旨、並びに、当社取締役会における本公開買付けについての決定、つまり、本公開買付けに対する意見を上記のとおり留保に変更する旨の決定は、当社の一般株主（東京証券取引所所有価証券上場規程第441条の2及び同施行規則第436条の3における「少数株主」と同義です。以下同じです。）にとって不利益なものでないと思料する旨を答申内容に含む答申書（以下「本答申書(2)」といいます。）の提出を受けております（本答申書(2)の概要については、下記「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した特別委員会の設置」をご参照ください。）。

以上の経緯の下で、当社は、2020年11月13日開催の取締役会において、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、野村證券から受けた財務的見地からの助言の内容を踏まえつつ、本答申書(2)において示された特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けに係る当社取締役会の意見を変更する必要があるか否かについて、慎重に協議及び検討を行い、本公開買付け価格は、本公開買付け(ニトリ)における買付価格（1株当たり5,500円）を大きく下回り、上記のとおり、2020年11月12日時点において、DCMより、本公開買付け価格を1株当たり5,500円以上へと変更する予定や具体的な金額は示されていないため、一

般株主の利益の観点からは、本取引より本取引（ニトリ）の方がより有利であること、中長期的には、本取引より、本取引（ニトリ）による方が当社事業の発展可能性が大きく、より一層、当社の企業価値を向上させていくことができると考えられること等から、本公開買付け（ニトリ）と両立しない本公開買付けに関しては、本公開買付けに賛同する旨、及び、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を撤回し、本公開買付けに賛同するか否か及び本公開買付けへの応募を推奨するか否かについて意見を留保することを決議いたしました。

### (3) 算定に関する事項

特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

(変更前)

<前略>

なお、当社取締役会は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2020年10月2日、特別委員会から本答申書の提出を受けた際、併せて本株式価値算定書（プルータス）及び本フェアネス・オピニオンの提出を受けており、これらの内容も踏まえて、下記「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における取締役全員の承認」に記載の決議を実施しております。

<後略>

(変更後)

<前略>

なお、当社取締役会は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社の本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2020年10月2日、特別委員会から本答申書の提出を受けた際、併せて本株式価値算定書（プルータス）及び本フェアネス・オピニオンの提出を受けており、これらの内容も踏まえて、下記「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における取締役全員の承認」に記載の決議を実施しております。

<後略>

### (4) 上場廃止となる見込み及びその事由

(変更前)

本書提出日現在、当社株式は東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社株式は上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けが成立した場合は、本公開買付けの成立時点では上場廃止基準に該当しない場合でも、公開買付者は、その後適用法令及び下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載する手続に従って、当社株式の全て（当社の所有する自己株式を除きます。）を所有することを予定しておりますので、その場合には、当社株式は、上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、当社株式が上場廃止となった場合は、当社株式を東京証券取引所市場第一部において取引することはできません。また、上場廃止を目的とする理由並びに少数株主への影響及びそれに対する考え方につきましては上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「( ) 判断内容」に記載のとおりです。

<後略>

(変更後)

本書提出日現在、当社株式は東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社株式は上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けが成立した場合は、本公開買付けの成立時点では上場廃止基準に該当しない場合でも、公開買付者は、その後適用法令及び下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載する手続に従って、当社株式の全て(当社の所有する自己株式を除きます。)を所有することを予定しておりますので、その場合には、当社株式は、上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、当社株式が上場廃止となった場合は、当社株式を東京証券取引所市場第一部において取引することはできません。また、上場廃止を目的とする理由並びに少数株主への影響及びそれに対する考え方につきましては上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社の本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由」の「( )判断内容」に記載のとおりです。

<後略>

(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

(変更前)

<前略>

なお、当社は、公開買付者より株式売渡請求がなされた場合には、当社の取締役会において係る株式売渡請求を承認する予定です。株式売渡請求がなされた場合、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対してその所有する当社株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められております。なお、上記申立てがなされた場合の当社株式の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

<後略>

(変更後)

<前略>

なお、当社は、公開買付者より株式売渡請求がなされた場合の対応については引き続き検討してまいります。株式売渡請求がなされた場合、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対してその所有する当社株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められております。なお、上記申立てがなされた場合の当社株式の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

<後略>

(6)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社における独立した特別委員会の設置

(変更前)

( )設置等の経緯

上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、2020年6月22日に開催された取締役会における決議により、特別委員会を設置いたしました。

<中略>

その上で、当社は、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2020年6月22日に開催された取締役会における決議により特別委員会を設置するとともに、特別委員会に対し、本諮問事項を諮問いたしました。

<後略>

(変更後)

( )設置等の経緯

上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「 当社の本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、2020年6月22日に開催された取締役会における決議により、特別委員会を設置いたしました。

<中略>

その上で、当社は、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「 当社の本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2020年6月22日に開催された取締役会における決議により特別委員会を設置するとともに、特別委員会に対し、本諮問事項を諮問いたしました。

<中略>

( )本取引(ニトリ)に伴う判断内容の変更

特別委員会は、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「 当社の本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、ニトリにおいて、本公開買付け(ニトリ)の実施予定に係る公表がなされ、当社において、本公開買付け(ニトリ)に係る提案書を受領したことから、本答申書の内容を変更する必要がないかについて検討しました。

まず、特別委員会は、2020年10月29日にニトリから本公開買付け(ニトリ)に関する提案書を受領して以降、当社経営陣がニトリとの間で協議及び交渉を行う都度、直ちにその内容について報告を受け、野村證券及び森・濱田松本法律事務所から受けた対応方針及び公開買付者との交渉方針等についての助言も踏まえて審議・検討を行っております。加えて、特別委員会は、2020年11月4日と同月9日、ニトリと面談を行い、本公開買付け(ニトリ)における買付け等の価格の引上げの可否を交渉するとともに、ニトリからも必要事項を直接聴取する等した上で、本公開買付け(ニトリ)等についてニトリとの間で協議・交渉を行いました。

その上で、特別委員会は、ブルーラスから受けた財務的見地からの助言及び森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、2020年11月13日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、本答申書(2)を提出し、本公開買付け(ニトリ)について、以下のとおり答申しております。

当社取締役会は、本公開買付け(ニトリ)に賛同するとともに、当社株主に対して本公開買付け(ニトリ)への応募を推奨することを決議すべきであると思料する。

当社取締役会における本公開買付け(ニトリ)を含む本取引(ニトリ)についての決定、つまり( )本公開買付け(ニトリ)に賛同の意見を表明し、当社株主に対して本公開買付け(ニトリ)への応募を推奨する旨の決定、及び、( )本取引(ニトリ)の一環として本公開買付け(ニトリ)後に行われる株式等売渡請求、株式併合等による完全子会社化手続に係る決定は、当社の一般株主にとって不利益なものではないと思料する。

なお、本公開買付け(ニトリ)に関する上記答申の理由その他詳細については、当社が2020年11月13日付で公表した「株式会社ニトリホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び同社との間の経営統合契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

他方、特別委員会は、本公開買付けに関しては、本公開買付け(ニトリ)の検討過程において比較検討を進めるとともに、2020年11月9日には、公開買付者に対し、本公開買付け価格を、本公開買付け(ニトリ)における買付け等の価格である当社株式1株当たり金5,500円以上の価格に変更する予定があるか否か(変更する場合には変更後の具体的な金額)について書面で照会しましたが、公開買付者より2020年11月12日時点でかかる変更の予定や具体的な金額は示されておられません。

これらを踏まえ、特別委員会は、本答申書(2)において、( )本取引(ニトリ)は当社の企業価値の向上に資すると認められ、また、一般株主の利益を図る観点から、本取引(ニトリ)においては公正な手続が実施されており、かつ、その取引条件は妥当であると認められること、( )企業価値の向上の観点からは、本取引(ニトリ)及び本取引の双方について、シナジーを通じた企業価値の向上効果が見込まれるところであるものの、中長期的には、本取引(ニトリ)による方が当社事業の発展可能性が大きく、より一層、当社の企業価値を向上させていくことができる可能性が高いと史料すること、( )一般株主の利益の観点からは、本公開買付価格は1株当たり4,200円であり、本公開買付け(ニトリ)の買付価格(1株当たり5,500円)を大きく下回り、また、公開買付者が本公開買付価格を本公開買付け(ニトリ)の買付価格である5,500円以上に引き上げる予定や具体的な金額は示されていないため、本取引よりも本取引(ニトリ)の方がより有利であることから、(a)当社取締役会においては、本公開買付けに賛同するか否か及び当社株主に本公開買付けへの応募を推奨するか否かについての意見をいずれも留保に変更すべきであると思料する旨、並びに、(b)当社取締役会における本公開買付けに対する意見を留保する旨の決定は、当社の一般株主にとって不利益なものではないと思料する旨の意見を提出しております。

#### 当社における取締役全員の承認

##### (変更前)

当社取締役会は、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、野村證券から受けた財務的見地からの助言並びに本株式価値算定書(野村證券)、並びに特別委員会を通じて提出を受けた本株式価値算定書(ブルーラス)及び本フェアネス・オピニオンの内容を踏まえつつ、本答申書において示された特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討いたしました。

その結果、当社は、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、( )本公開買付けを含む本取引は当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、( )本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当なものであり、本公開買付けは当社の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2020年10月2日開催の当社取締役会において、当社の取締役全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、当社の取締役は、いずれも、公開買付者グループの役職員を兼務しておらず、また、公開買付者グループの出身ではなく、当社と利益が相反する事情はございません。また、本統合契約において、当社は、本公開買付けに係る決済後、公開買付者の取締役2名を指名することができるものとされておりますが、現時点において、当該候補者は未定です。

##### (変更後)

当社取締役会は、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社の本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、野村證券から受けた財務的見地からの助言並びに本株式価値算定書(野村證券)、並びに特別委員会を通じて提出を受けた本株式価値算定書(ブルーラス)及び本フェアネス・オピニオンの内容を踏まえつつ、本答申書において示された特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討いたしました。

その結果、当社は、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社の本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、( )本公開買付けを含む本取引は当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、( )本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当なものであり、本公開買付けは当社の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2020年10月2日開催の当社取締役会において、当社の取締役全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、当社の取締役は、いずれも、公開買付者グループの役職員を兼務しておらず、また、公開買付者グループの出身ではなく、当社と利益が相反する事情はございません。また、本統合契約において、当社は、本公開買付けに係る決済後、公開買付者の取締役2名を指名することができるものとされておりますが、現時点において、当該候補者は未定です。

その後、当社取締役会は、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社の本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2020年11月13日開催の当社取締役会において、当社の取締役全員一致で、本公開買付けに賛同する旨、及び、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨す



る旨の意見を撤回し、本公開買付けに賛同するか否か及び本公開買付けへの応募を推奨するか否かについて意見を留保することを決議いたしました。

以 上